

「本とともにだち」プラン 第四次静岡県こども読書活動推進計画（案）パブリックコメントへの対応

1 意見募集期間

令和7年12月12日（金）～ 令和8年1月9日（金）

2 意見提出状況

9件の御意見をいただいた。

3 提出された意見への対応

No.	関連する章	意見	意見に対する県の考え方
1	第3章 家庭の 読書推進	<p>各園での月刊絵本購入を促進していけるよう、保護者への財政支援（無料はよろしくないのでは半額補助など）を盛り込んでほしいです。</p> <p>ブックスタートは沼津市でも行っていますが、その後幼児期まで継続していく価値はあると思います。</p> <p>おはなしかいも、実施すれば楽しいし充実感はあると思いますが圧倒的に対象人数が少ないし、もともと本が好きな人しか集まってきません。県下全園児に毎月絵本が届けられ、親子で読む機会を作る方が影響力は大きいでしょう。読書県静岡としての面目躍如となるでしょう！</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期における絵本とのふれあいは、こどもの健やかな成長や情操教育において非常に重要な役割を果たすものと認識しております。貴見の「月間絵本購読への補助」につきましては、特定の出版社や特定の販売サービスを利用する方に限定して利益を供与することにつながり、公平性の観点から慎重な判断が求められます。 ・本県には、すべてのこどもが等しく良質な本に触れられるよう、公共図書館における児童書の充実や絵本の団体貸出、読み聞かせボランティアの育成、さらには「ブックスタート事業」等を通じて、経済的負担によらない読書環境の整備に注力している市町が多数ございます。
	第3章 幼稚園・保育所・認定こども園の 読書推進	<p>蛇足ですが月刊絵本には雑誌的な総合絵本というカテゴリーのものともものがたり絵本、科学絵本という分類があります。どちらが良いとはいえませんが、具体的な計画案に盛り込まれる見込があるときには吟味して頂ければ良いと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、財政上の課題が山積しており、また、前述した公平性の観点から特定の民間サービスへの直接的な費用補助は予定しておりませんが、今後も幼稚園等に勤務する初任者に対する研修会で、こどもの読書活動推進に関する科目を実施し、日々の保育・教育活動の中で実践するための方法を学んでもらうとともに、絵本の配架・読み聞かせなどを行う地域子育て支援拠点の運営を支援することで、親子で本に親しめる環境づくりに努めてまいります。

No.	関連する章	意見	意見に対する県の考え方
2	第2章 2 基本方針	<p>家庭での本の所有率が低下していると聞いています。</p> <p>こどもたちが本に親しむ習慣をつけていくには、幼児期から本が身近にある環境が必要だと考えます。基本方針にある通り、家庭・社会・学校が連携して本に親しむ習慣の確立が求められていると思います。</p>	<p>・今後も基本方針に則り、家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組を支援・推進し、県民一人一人が生涯を通じて読書を楽しむ習慣が確立されていく「読書県しずおか」の構築を図ってまいります。</p>
3	第3章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の読書推進 柱4 施策1	<p>【学校① 障害の特性に応じた読書環境の整備と支援】について</p> <p>1 障害の特性に応じた書籍の配備、外国籍の子供に対応した書籍の配置などは、整備していきたい。整備するためには、書籍の購入や地域の図書館との連携も視野に実施するとよいと考えます。学校司書を、特別支援学校各校に配置すると、さらに充実すると考えます。</p>	<p>・本県においても、学校現場における図書担当教職員の負担軽減や専門性の確保の必要性については重く受け止めております。また、学校司書の配置が学校図書館の充実と教職員の業務改善に繋がる重要な要素であることについて、認識しているところです。</p> <p>・学校司書の配置については、財政上の制約もありますが、学校図書館がこどもたちの豊かな学びの場となるよう、ICTの活用や地域連携を含めた支援の在り方を模索してまいります。</p>
4	第2章 5 指標一覧	<p>活動指標の司書教諭が読書活動や学校図書館機能を活用した授業支援を実施した割合について、司書教諭だけでなく、教職員で考えてはと思います。</p>	<p>・司書教諭を中心としながら、全教員で読書活動を推進していくことが、学校全体としての読書活動の充実につながると考えます。</p>
5	第1章 7 計画策定過程におけるこども・若者からの意見聴取	<p>第3次計画を踏まえ全体にわたって丁寧な記述がなされていると思われました。特に第1章7におけるこども・若者からの意見聴取と、それに基づく施策の策定は今後も積極的に行っていただきたいと思われました。</p>	<p>・今後もこども基本法の規定に鑑み、こどもを当事者として捉え、読書活動や読書習慣に対する意見や要望を聴取し、施策に反映できるよう努めてまいります。</p>

No.	関連する章	意見	意見に対する県の考え方
6	第2章 5 指標一覧	<p>令和5年度の文科省学校司書配置調査では、静岡県の高 校司書配置率は6%（全国ワースト2）、特別支援学校では 0%と公表されています。一方で本計画案では、高校司書 の配置率が89.7%、特別支援学校では45%となってい ます。県のデータはPTA雇用や学校事務職員が図書館業務を 兼務している場合などが含まれていると思われます。本計 画案において何をもって「学校司書」としているのか、県 教委の見解を明記したうえで、雇用形態別の割合も併記し てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案における「学校司書」の配置率については、「専 任・兼任を問わず、学校図書館の運営及び充実を図るため の事務に従事する職員」を対象として算出しております。 本指標に係る調査では「機能」としての配置を重視した集 計としているため、数値に差が生じております。 ・御指摘の雇用形態別の内訳等については、本計画の進捗 評価の際に活用しており、実態把握の精緻化を進めている ところです。 ・本県としましては、数字上の配置率のみならず、実際の 活動内容や専門性が重要であると認識しております。今後 は、文部科学省の基準に合わせた指標の整理を検討すると ともに、所管課を通じて学校現場の実情を踏まえ、雇用形 態にかかわらず、研修の充実等による学校図書館機能の向 上を図ってまいります。
7	第2章 5 指標一覧	<p>県立高校では、探究学習を主眼においた教育が推進され ておりますが、生徒の創造的で自主的な学びには豊かな読 書や情報リテラシーの学習が欠かせないと思われます。そ のために現在の高校図書館が見合っているのか、県民が現 状を理解し、充実のために知恵を出し合うには正しい指標 が必要かと思われます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・探究学習については学習指導要領に記載されています。 学習指導要領では、学校図書館の利活用を基にした情報活 用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよ う努めることが求められています。学校図書館が「読書セ ンター」「学習センター」「情報センター」としての機能を 十分に発揮し、計画的・組織的に学校図書館の運営がなさ れるよう、県高等学校図書館研究会総会等で周知をしてお ります。指標については、現状を適切に理解できるものにな るよう、引き続き研究を進めてまいります。

No.	関連する章	意見	意見に対する県の考え方
8	第1章 8 第三次後 期計画の成 果と課題 (3) 学校等 におけるこ どもの読書 活動の推進 ----- 第3章 小学校・中 学校・高等 学校・特別 支援学校の 読書推進 柱3 施策1	<p>第1章8(3)において市町で配置している公立小中学校の学校司書配置については、「学校司書等については、配置されているのが非正規職員である場合が大多数を占めています。短時間勤務や他校兼務等の実態を踏まえて、学校図書館の専門的かつ継続的な運営を担うための安定的な体制整備が引き続き課題となっています。」と的確な指摘がありますが、県教委が責任を持つ肝心の県立高校、特別支援学校の学校司書配置については有意義な記述がみられません。PTA 雇用や事務職員との兼務は、各学校の努力によるものであり、県教委はそのような現状に真摯に向き合い、「専任・専門・フルタイムの学校司書配置」にむけて前向きに取り組むことを明記してください。</p> <p>そのために20年ほど前に静岡県教委で取り組まれたような「学校図書館指定研究校(学校司書配置)」の事業に取り組み、実践の成果をもって学校司書配置を本事業に位置づけていく方策を検討する旨を記してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画案の課題についての記述は、市町立学校のみならず、県立高等学校及び特別支援学校を含む、本県すべての学校を対象とした共通の課題として示しているものです。 ・御指摘のとおり、学校図書館職員のPTA雇用や事務職員との兼務といった現状は、各学校の創意工夫と努力によるものであり、学校図書館機能を維持・向上させるためには専門性のある職員を専任で安定的に配置する必要があることについては、教育委員会としても十分に承知しております。 ・「専任・専門・フルタイムの学校司書配置」につきましては、財政上の制約もあり直ちに実現することは困難ですが、学校図書館が子どもたちの学びに果たす役割の重要性に鑑み、引き続き検討を重ねてまいります。 ・御提案いただいた「指定研究校」のような事業を通じた実践事例の蓄積や、学校図書館機能の向上に向けた方策については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

No.	関連する章	意見	意見に対する県の考え方
9	第3章 小学校・中 学校・高等 学校・特別 支援学校の 読書推進 柱3 施策1	<p>令和6年度の県議会6月定例会における県教委の答弁では、「学校事務職員の業務の効率化を推進するなかで、学校司書の配置改善が図られるよう調整していきたい。そのなかでPTA雇用の学校司書を段階的に会計年度任用職員に替えていくことを進めていければ」と述べられました。</p> <p>しかしながら、この配置は各学校の裁量で行われるものであり、県教委が児童生徒の学びや読書に責任ある態度を示している内容であるとは思われません。繰り返しになりますが、県教委が学校司書の職務を明確にして、専任・専門・フルタイムの学校司書を配置することを本計画案の最重要事項の一つに明記してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館が児童生徒の主体的な学びや読書活動を支える重要な拠点であり、専門性のある職員を専任で安定的に配置する必要があることは、本県としても承知しているところです。 ・御指摘の「専任・専門・フルタイムの学校司書配置」については、財政上の制約もあり直ちに実現することは困難ですが、本計画案において、学校図書館機能の向上を重要な施策として位置付けていることから、学校現場の実情を注視しながら、こどもたちの学びと読書環境がより充実したものとなるよう、引き続き検討を重ねてまいります。